

ポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会
平成 28 年 3 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供するポスト新長期規制適合車の普及を促進するため、導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成の対象事業)

第 2 条 協会は、会員事業者からポスト新長期規制適合車の導入に対する助成金交付申請があった場合、その費用の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付することができる。

(対象車両)

第 3 条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の 3 月 31 日までに購入、割賦購入又はリースにより導入するポスト新長期規制適合車でなければならない。

2 前項の車両の登録は初度登録でなければならない。

(助成金の交付額及び交付台数)

第 4 条 助成金の交付額は、「別表」に示すとおりとし、当該年度内において 1 会員あたり 5 台を限度とする。ただし、保有台数が 60 台以上の会員にあっては、保有台数（エンジン付き）の 10%（端数切り捨て）以下で 10 台までとする。なお、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(申請受付期間)

第 5 条 当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第 6 条 助成を希望する会員事業者は、導入完了後に別紙様式「ポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、協会へ 1 部提出するものとする。

2 前項に定める申請書には、当該車両の自動車検査証の写、車両代金支払いに係る領収証の写（金融機関振込金受取書等の写でも可）を添付すること。

- 3 手形による購入の場合は、領収証に決済日の記載があり、販売店による当該車両代金の支払完了を証する書類を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。
- 4 リース導入の場合は、リース契約書の写、物件受領書等の写（転割賦、転リースの場合は、中間会社の契約書も添付）及びリース料の支払に係る宣誓書、割賦購入の場合は、割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること。
- 5 申請書の提出期限は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日とする。（土日にあたる場合は、その前の平日）

（助成金の交付）

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（財産の処分の制限）

第8条 会員事業者は、対象車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数（4年）を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃車、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は平成28年4月1日より適用する。